

# ★海外療養費のご案内★

海外渡航中に病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けることができます。

支給対象となるのは、日本国内で診療を受けた場合に、健康保険の適用が受けられる治療に限られます。

なお、はじめから治療目的で海外へ渡航した場合は原則支給対象外です。

## ～海外療養費の手続き方法～

- ① 海外の医療機関で受診したら、医療費の全額を支払い、領収書をもらいます。
- ② 受診した海外医療機関で治療内容やかかった医療費の内訳が記載された証明書もらいます。



日本へ帰国後

- ③ 三田市国保医療課へ申請します。

### 【申請に必要なもの】

- ★1. 診療内容等がわかる医師の診療内容明細書(Form A)※
- ★2. 領収明細書(Form B)※
- ★3. 領収書原本
- ★4. 1～3が外国語で作成されている場合には日本語の翻訳文
- ★5. パスポート、航空券その他海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
- ★6. 海外の医療機関に照会する同意書
- ★7. 三田市国民健康保険証
- ★8. 認印(世帯主のもの)
- ★9. 振込先口座のわかるもの(預金通帳等)

※毎月ごと、医療機関ごと、かつ入院・外来ごとに必要

- ④ 審査機関による内容審査後、三田市国保から保険給付分が払い戻されます。

## ☆ご注意ください☆

- ・ 治療目的で渡航した場合は原則として海外療養費は認められません。
- ・ 海外で医療費を支払った日の翌日から起算して2年を経過した日をもって、申請する権利がなくなります。
- ・ 海外の場合、日本国内と同じ病気やけがでも、国や医療機関によって請求金額が大きく異なります。海外療養費では、海外で実際に支払われた金額と日本国内での標準的な医療費の金額を比較して低額な方の医療費で払い戻し額が算出されます。
- ・ 海外療養費は国民健康保険の療養費制度の一部です。日本国内で保険適用となっていない医療行為等、日本で国民健康保険が適用されないケースについては、海外療養費においても適用外です。
- ・ 海外療養費は、日本国内に住所のある方が短期間海外渡航したときの制度です。長期間日本国外に居住する場合の制度ではありません。
- ・ 診療を受けた方が帰国してから申請してください。

何かご不明な点がありましたら、お問い合わせください！！



### 【お問い合わせ先】

三田市三輪2丁目1番地1号 三田市役所

国保医療課給付係(本庁舎1階 11 番窓口)

TEL:079-559-5049(直通) FAX:079-559-2636